

医療法人 中村会 通所リハビリテーション運営規定
医療法人中村会 堺なかむら総合クリニック みなし指定通所リハビリテーション
〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人中村会が設置する中村診療所（以下「事業所」という。）において実施するみなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員（以下「通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切なみなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 みなし指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

- 1 みなし指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 みなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
- 6 前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援

の方法に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第116号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 みなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人中村会 堺総合なかむらクリニック
- (2) 所在地 堺市中区東八田24番5号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護職員 理学療法士 2名(常勤 4名、非常勤 2名)
看護師 1名(常勤 1名、非常勤 4名)
- (3) 介護職員 2名(常勤 1名、非常勤 1名)

通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕従事者は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の業務に当たる。

- (4) 栄養職員 0名(常勤 〇名、非常勤 〇名)
- (5) 歯科職員 0名(常勤 〇名、非常勤 〇名)
- (6) 事務職員 0名(常勤 〇名、非常勤 〇名)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、土日祝を省くものとする(ただし、12月29日から1月3日までを除く。)
- (2) 営業時間 午前11時から午後12時までとする。
- (3) サービス提供時間は、11時～12時 1時間

(みなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日10人とする。

1単位目 10人、

第8条 みなし指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 健康チェック
- (3) 送迎
- (4) 運動指導等

(みなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用料等)

第9条 みなし指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 みなし指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 おむつ代については、100円を徴収する。

4 その他、みなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

5 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

6 みなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に

文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 8 法定代理受領サービスに該当しないみなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第10条 通常の事業の実施地域は、堺市中区・堺市西区・堺市東区・堺市南区の区域とする。

（衛生管理等）

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第12条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- （1）気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - （2）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - （3）時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（緊急時等における対応方法）

- 第13条 みなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 利用者に対するみなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対するみなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 みなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したみなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したみなし指定通所リハビリテーション〔みなし指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、こ

れを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヵ月以内

（2）継続研修 1年12回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、みなし通所リハビリテーション〔みなし介護予防通所リハビリテーション〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人中村会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和06年04月01日から施行する。

この規程は、令和07年04月01日から施行する。